

2024 年度

日系社会研修員受入事業
提案募集要項



独立行政法人国際協力機構

JICA 横浜

2023 年 4 月

目次

はじめに	1
1. 事業の目的	1
2. 提案団体の資格要件	1
3. 事業対象国	2
4. 日系社会研修の区分	2
5. 受入期間	2
6. 受入時期	3
7. 研修場所	3
8. 研修応募資格	3
9. 研修分野・重視される研修内容	3
10. 対象外の研修分野・内容	4
11. 使用言語	4
12. 研修委託契約	4
13. 留意事項	5
14. 応募相談、実施、終了までの流れ	6
15. 資格審査	9
16. 複数年度採択について	10
17. 遠隔研修の導入について	11
別紙	
1. 日系社会研修員受入事業の業務フロー	12
2. 日系社会研修員受入事業 案件提案表作成の手引き	13

はじめに

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、中南米地域を中心に戦後の日本人の海外移住の支援を行い、JICA の関わる移住者として中南米地域には約 73,000 人が移住しました。現在、中南米地域には戦前の移住者を含め、日系人人口は 210 万人を超えるものと推定されます。

JICA の前身である海外移住事業団（JEMIS）は、農業移住者の後継者育成を主な目的として 1971 年に移住研修員受入事業を開始しました。1974 年の海外技術協力事業団（OTCA）と JEMIS の統合により、移住研修員受入事業は JICA が担うこととなり、1997 年には日系研修事業に改編しました。

移住研修員受入事業及び日系研修事業により、JICA は 2022 年度までに計 15 力国から計 5,147 名の研修員の受入れを行ってきています。また 2018 年度より対象を拡充し、中南米地域の日系社会と日本の連携に主導的な役割を果たす方（日系人に限定されない）の受入れをはじめ、併せて日系研修事業から日系社会研修事業へ名称変更を行いました。

日系社会研修事業は、医学、福祉、継承日本語教育、農業、電気・通信、民間連携等、幅広い分野で日系社会研修員を受入れ、日系社会の発展と移住先国の国造りに貢献しています。

日系社会は移住先国の様々な分野での移住先国の発展のみならず日本との「懸け橋」や「パートナー」として重要な役割を果たしています。日本企業の海外展開が進み、中南米地域との経済関係は増々深まる中、日系社会研修事業は日系ボランティア事業とともに重要な事業となっています。

本募集要項は、日系社会研修員受入に係るご提案を作成いただく上での手続きや留意点等をまとめたものです。本募集要項をご一読の上、日系社会研修員受入に係るご提案をご検討下さるよう宜しくお願い申し上げます。

1. 事業の目的

日系社会研修事業は、わが国の地方自治体（各都道府県及び市区町村）、大学、公益法人、NGO、企業等の団体による日系社会研修員の受入れにかかる提案を受け、JICA が、これらの団体に日系社会研修員受入の実施を委託して行う国民参加型事業です。日系社会研修事業は、中南米地域日系社会への技術協力を通じ、日系社会の発展と移住先国の国造りに貢献するとともに、国民に幅広く、これらの事業への参加を促進し、助長することを目的としています。

2. 提案団体の資格要件

日系社会研修事業の提案団体は、わが国の地方自治体（各都道府県および市区町村）、大学、公益法人、NGO、企業等です。日系社会研修事業の提案団体は、JICA による資格審査を受けていただきます。資格審査の詳細については、本募集要項 10 ページをご参照ください。なお、日系社会研修は JICA との研修委託契約に基づき実施されるので、提案団体には、研修監理、経理処理を含む事務処理等も求められます。

提案団体が研修を実施しますが、提案団体の監督の下、別の機関を研修実施機関に定めることもできます。

3. 事業対象国

日系社会研修事業の対象国は、以下の中南米地域 12 カ国です。

アルゼンチン、ウルグアイ、キューバ、コロンビア、チリ、ドミニカ共和国、ボリビア、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、メキシコ

日系社会研修員は上記 12 カ国から広く募集しますが、JICA 他事業との連携や研修の目的により対象国を特定する提案も可能です。

4. 日系社会研修の区分

日系社会研修には、6 名以上の研修員を 1 つのコースで受入れる「集団研修」と 1～3 名程度の研修員を 1 つのコースで受入れる「個別研修」があります。また、個別研修には、90 日を超える「個別長期研修」と 90 日以内の「個別短期研修」があります。なお、「集団研修」は 90 日以内のコースのみです。

集団研修	対象国共通の課題を複数の研修員に対して、同一日程・同一内容で、研修を実施するもの。 費用対効果の観点および本事業規模の制約から、 研修員を、原則 6 名以上で受け入れる 。また、期間は 90 日以内。
個別研修	特定のテーマについて、 日系社会研修員 1 名 を受け入れて行うもの。 2～3 名程度 の研修員を同一内容の研修日程で受入れることも可能。90 日を超える「個別長期研修」、90 日以内の「個別短期研修」がある。研修期間は最長 9 か月。 なお、複数名集まらなないと実施できない研修コースは個別コースと見なされません。

5. 受入期間

受入期間は、研修員が来日する日から離日する日までの期間です。

集団研修、個別研修ともに、受入期間の区分は次のとおりです。いずれも受入期間は会計年度（4 月～3 月）を越えることはできません。来日の翌日から 4 日間は JICA 横浜にてブリーフィング及びオリエンテーションを実施します。

集団	90 日以内
個別長期	90 日を超え 9 か月以内
個別短期	90 日以内

* 提案時の受入期間の区分は変更できません。

6. 受入時期

日系社会研修員の受入れは、来日する日を JICA 横浜が定め、2024 年度は 7 回の受入れを行う予定です。来日予定日は、以下のとおりです。（フライトの都合等により変更される可能性があります。）研修提案の作成においては、以下の日程のいずれかを選択ください。

上半期：2024 年 5 月 12 日（日）、6 月 16 日（日）、7 月 21 日（日）

下半期：2024 年 10 月 6 日（日）、11 月 10 日（日）、12 月 8 日（日）、
2025 年 1 月 19 日（日）

7. 研修場所

研修場所は、提案団体または研修実施機関となり、**日本国内**に限ります。研修の内容及び目的により研修場所が複数に分かれる場合、研修提案時には研修場所毎の研修内容の分担を明確に記載してください。

8. 研修応募資格

日系社会研修への応募資格は以下のとおりです。

- (1) 中南米地域の日系社会と日本の連携に主導的な役割を果たす意志を有すること。
- (2) 国籍が、事業対象国あるいは日本国であること。
- (3) 主たる生活基盤が事業対象国にあること。

日本に在住している、あるいは主たる生活基盤が日本にある応募希望者については、出身国が上記 3. の事業対象国であっても対象者とはなりません。

- (4) JICA 在外事務所、日系諸団体等の推薦が得られること。

応募にあたっては、JICA 在外事務所、日系諸団体等からの推薦書が必要です。

- (5) 2024 年 4 月 1 日時点で満 21 歳以上であること。

9. 研修分野・重視される研修内容

中南米地域の日系社会の多様化・高齢化を受け、日系団体の活性化・組織強化や高齢者福祉分野及び人材育成分野が重視されています。農業・農村開発分野では、農協職員幹部研修、農産物加工技術研修等も求められています。また、日本企業の海外展開が進み、中南米地域との経済関係が増々深まる中、日本企業との連携促進を視野に入れた日本的経営に関連した研修も求められています。日本企業の有する先進技術や、中小企業の優れた製品・技術を学ぶ研修、日系ネットワークを活用したビジネスを構築する研修等が考えられます。

加えて、日系社会の世代交代が進む中、日系アイデンティティ向上を目的とする日本文化継承教育分野も引き続き重視されます。日系人に対する日本語教育技法に加え、学級経営や学校経営に係る研修等があげられます。

研修の主な重点分野は以下のとおりです。

【日系社会研修実施における重点分野】

保健医療	医学、歯学、看護、公衆衛生等
社会保障	高齢者福祉、障害者福祉等
教育	幼児教育、日本伝統文化・スポーツ、継承教育等
農業開発/農村開発	農協組織、農村開発、園芸、病虫害対策、林業、畜産等
民間セクター開発	経営管理、生産・品質管理、経済団体運営、 中小企業金融等
その他、情報通信技術、自然環境保全、環境管理、都市開発・地域開発等	

2023年度の採択コースは JICA 横浜のホームページで公開しています。

10. 対象外の研修分野・内容

以下のような研修提案は、受け付けられません。

- (1) 提案団体／研修実施機関の経済的利益に直接結びつく研修
- (2) 研修員による役務提供が中心となる研修
- (3) 日系社会および本事業対象国の経済、社会発展および開発課題に直接結びつかない研修（研修内容が研修員個人の趣味、教養の範疇又は芸術の範疇となる研修）
- (4) 宗教活動・政治活動に関する、あるいはそれらと関係の深い研修
- (5) 医療分野で診療を伴う研修には、厚生労働大臣の「(外国人)臨床修練制度の許可」が必要とされます。

11. 使用言語

日系社会研修事業は、原則**日本語**で行います。ただし、提案団体／研修実施機関が対応可能な場合、研修応募希望者と事前に合意していれば、英語による研修も可能です。英語通訳の配置に必要な経費は、研修委託契約には含まれませんので提案団体／研修実施機関自らが負担することになります。

なお、集団研修（6名以上）でかつ30日以内の研修に限り、JICAの経費によりポルトガル語又はスペイン語の通訳同行者又は研修監理員を配置して研修を実施することができます。また個別研修については、定期的なモニタリング、住民票登録手続時などの際にも研修監理員の配置が可能です。

通訳の求人・採用は、提案団体／研修実施機関の責任において行っていただきます。経費の積算は、JICAの規程に基づきますので、下記ホームページ掲載の「**研修委託契約における見積書作成マニュアル**」をご参照の上、JICA 国内機関にご相談ください。

(<https://www.jica.go.jp/yokohama/enterprise/nikkei/index.html>)

12. 研修委託契約

日系社会研修事業の実施にあたっては、JICA と提案団体の間で研修委託契約を締結します。日系社会研修事業は、JICA からの研修委託を受けて実施されるので、助成金や補助金と性格が異なることにご留意ください。

研修委託契約においては、本邦における技術研修の実施に係る経費のみ計上が可能です。研修経費の積算方法には、研修実施経費積上方式、研修実施基準単価方式、大学研修料方式の3種類があります。下記ホームページ掲載の「**研修委託契約の概要**」「**研修委託契約における見積書作成マニュアル**」「**研修委託契約における契約管理ガイドライン**」をご参照の上、JICA 国内機関にご照会ください。なお、いずれの積算方法においても日系社会研修事業の全体予算の動向により、研修内容の詳細を伺った上で減額いただく場合がありますので、予めご了承ください。

(<https://www.jica.go.jp/yokohama/enterprise/nikkei/index.html>)

なお、日系社会研修員の受入に係る下記 1)~8)の経費の負担及び諸手続は JICA が行いますので、研修実施経費積上げ方式で提案される際の積算には含めないでください。

- 1) 本国から本邦までの往復航空賃
- 2) 来日・帰国時の本邦国際空港と JICA 指定場所間の移動にかかる経費
- 3) 生活費
- 4) 空港使用料（帰国時の本邦国際空港のみ）
- 5) 支度料（身回品等の購入費用）
- 6) 資料送付料（研修期間中に入手した資料の本国への送付費用）
- 7) 学会参加費(参加料、登録料、資料代のみ)
- 8) その他（保険料、医療費等）

以下 9)~10)の経費については、提案団体による手配とすることも可能ですので、その場合は積算に含めてください。

- 9) 宿泊費（JICA 国内機関、契約ホテル、寮等）
- 10) 研修に係る少額交通費（片道 50Km 以内の移動）

13. 留意事項

(1) 案件不採択・不成立となる場合があります。

本募集要項に基づきご提案いただいた研修は、JICA 及び日本政府による審査が行われ、採択の可否が決定されるため、審査を通過しなかった場合、研修提案が不採択となることもあります。

また、研修提案が採択された場合でも、研修の実施が確定するわけではありません。資格要件を満たす応募者が確保できず実施に至らない場合や、資格要件を満たす研修員応募者が存在しても、受入人数の調整をしていただく場合があることを予めご了承ください。

(2) 研修実施準備に要した費用を JICA は負担できません。

研修の実施の如何に関わらず、研修提案表の作成や研修応募対応等、委託契約締結前の研修準備段階で生じた費用については、JICA は負担できませんのでご了承ください。

(3) 研修応募希望者からの事前連絡が入ることがあります。

研修応募希望者が、提案団体または研修実施機関の概要や研修内容を正確に把握することを促すため、JICA は研修応募希望者が提案団体または研修実施機関に事前にコンタクトを取ることを認めています。提案団体または研修実施機関においては、研修応募希望者から研修内容等の確認があった場合には、適宜ご対応ください。ただし、JICA が応募者に通知する前に受入可否について言及することは避けてください。

また、研修場所や生活環境（居室・食事・日用品購入等）に不便がある場合、研修応募希望者から事前の照会があった際に、研修内容等とあわせて事前に詳細をご説明ください。

研修応募希望者からコンタクトがあった場合、所管の JICA 国内機関にも情報を共有してください。なお、この時点では研修応募希望者の受入可否について、本人に誤解を与えることがないようご注意ください。

(4) 応募相談窓口

所管の JICA 国内機関が応募相談の窓口となります。各国内機関の所管地域は、以下ホームページをご参照ください。

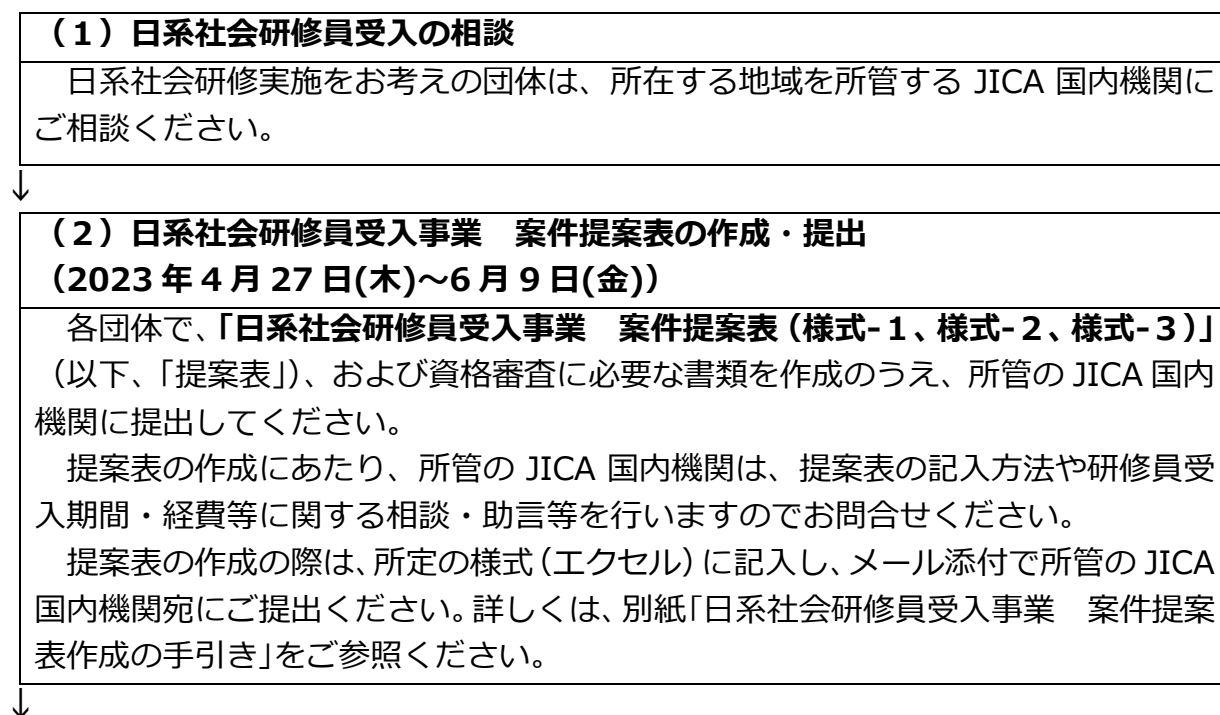
<http://www.jica.go.jp/about/structure/organization/domestic.html>

なお、関東・甲信越地域は JICA 横浜が窓口となります。

(5) 提案募集応募期間

日系社会研修員受入事業 案件提案表の提出期間は **2023 年 4 月 27 日（木）から 6 月 9 日（金）まで（JICA 所管国内機関必着）** です。

14. 応募相談、実施、終了までの流れ



(3) 提案表の審査 (2023年6月中旬～8月下旬)

提案表は、JICA 及び外務省（関係省庁）にて審査します。

(4) 提案表審査結果の通知 (2023年9月中旬)

提出いただいた提案表の審査結果は、所管の JICA 国内機関を通じて連絡します。また、採択案件は JICA 横浜ホームページでも公開します。ただし、実際の案件の実施については、適格な応募者の有無等により決定するため採択案件であっても実施を約束するものではありません。

(5) 日系社会研修員募集の実施 (2023年9月中旬～)

JICA 在外拠点にて研修員の募集を行います。在外拠点は、現地の日系団体等と協議し広く日系社会研修員の募集を行います。提案団体は応募勧奨や応募希望者からのコースに関する照会への対応をお願いします。

(6) 応募適格者の推薦 (2023年12月頃)

在外拠点が応募者の選考（書類審査、面接等）を行い、応募適格者（以下、被推薦者）について推薦書を作成します。

↓

(7) 在外公館の了承取付け (2023年12月頃)

在外拠点は被推薦者について、在外公館の了承を取り付けます。これは事業実施に伴い、在外公館における日系人政策との関係に齟齬が生じることを避け、本事業が円滑に実施されることを目的に行うものです。

↓

(8) 日系社会研修員の選考 (2024年1月下旬～)

- 1) JICA 国内機関で第一次スクリーニングを行った後、提案団体または研修実施機関に送付します。
- 2) 所管の JICA 国内機関は、提案団体または研修実施機関と共同で被推薦者の選考を行い、選考結果を JICA 横浜に通知します。その際、集団研修については研修員候補者が 6 名未満の場合は原則不成立となりますので、ご注意ください。ただし、実際の案件の実施については、適格な応募者の有無等、採択案件であっても実施を約束するものではありません。

(9) 日系社会研修員の受入実施 (2024年5月～)

1) 研修委託契約

日系社会研修員の受入実施には、所管の JICA 国内機関と研修実施機関との間で研修委託契約を締結します。なお、研修内容や受入人数に応じて研修経費について交渉・調整させていただくことがあります。

研修実施機関は、契約に基づき研修を実施します。

2) 研修経費

研修経費支払いは、契約に基づき、研修実施機関からの請求書により、所管の JICA 国内機関が概算払い（ただし研修委託契約終了後に精算が必要）もしくは精算確定払いを行います。

3) 手配・調整

研修実施機関は、所管の JICA 国内機関と共同で日系社会研修員の滞在中の宿舍手配、研修日程等の調整等を行います。

4) 研修員の渡航・滞在の手続・経費

来日・帰国のための渡航手続き（日本入国査証申請、航空券手配、保険契約等）、来日時のブリーフィング・オリエンテーション、日本語研修、滞在費・交通費・研修旅行費の支給は、JICA が行います。

(10) モニタリング・評価

1) モニタリング

研修実施機関は、研修実施中、目標達成に向けた活動の進捗状況をモニタリングするとともに、モニタリングシート（四半期報告書）を作成し、所管の JICA 国内機関に提出します。提出時期は、四半期毎を目安としますが技術研修期間、開始時期により、所管の JICA 国内機関との合意により変更が可能です。

2) 成果報告・評価

研修実施機関は、研修終了時、研修員の研修成果報告会及び研修実施関係者による評価会を開催します。

3) 業務完了報告

研修実施機関は、研修終了時、研修目標の達成状況等を評価して、業務完了報告書を作成し、所管の JICA 国内機関に提出します。

15. 資格審査

研修内容について所管の JICA 国内機関と相談の結果、実際に本事業へ提案いただく場合、提案表とともに資格審査に必要な書類を提出いただくことになります。

(1) 資格審査に必要な書類

資格審査に必要な書類は、①～④、もしくは⑤です。

①定款又はこれに代わるものの写

※定款とは、法人の基本的なルールを定めた文書です。定款には、法人の目的、名称、事務所をはじめとした組織に関する基本事項（法律に定められた事項）が記載されます。

②役員名簿類

特に様式は設けていません。

③直近 2 年間の事業報告書（団体の事業がわかる書類）、収支報告書（団体の経理管理がわかる書類）

特に様式は設けていませんので「報告書」としての体裁をとっていなくてもかまいません。例えば事業報告書の代わりとして団体の活動を紹介しているニュースレター等でも結構です。

④法人登記簿謄本（法人格を持たない団体は提出不要です）

法人格をお持ちの団体は、法人登記簿謄本（発行日から 3 か月以内のもの）をご用意ください。

⑤全省庁統一資格審査結果通知書

上記①～④に代えることができます。

(2) 資格審査の要件

以下の要件を全て満たした団体を有資格団体と判断します。

①資格審査に必要な書類又はこれに代わるものが提出されること

②前号の書類中の重要な事項について虚偽の記載がなく、重要な事実について遺漏なく記載した者であること

③会社更生法又は民事再生法の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効している団体でないこと

④団体として国内外における活動実績が 2 年以上あること（事業内容については問いません）

⑤日本国内に主な拠点があること

⑥民法(明治 29 年法律第 89 号)第 7 条もしくは第 11 条に定める審判を受けた者又は破産者で復権を得ない者でないこと

⑦提案提出の日から選定結果通知日までの期間、他の公的機関から契約業務等に関する指名停止措置を受けていないこと

(3) 資格審査を省略する団体

以下の団体については資格審査を省略します。

- ① 地方自治体
- ② 学校教育法に定める大学

※大学として提案される場合、提案表には必ず大学の公印を押印ください。提案された研修が採択となった場合、研修実施は大学と JICA との間で締結される研修委託契約に基づくものとなりますので、代表者名には大学として公式にこの契約書に署名できる方をご記入ください。なお、大学に属する学部や研究室等として提案される場合や大学教職員が所属大学とは別の団体名で提案される場合は、資格審査の対象となります。

(4) 資格審査に必要な書類の軽減

2023 年度日系社会研修員受入事業に提案し採択された団体は、次のとおり資格審査に必要な書類を軽減します。

- (1) の ①、②、④、⑤の記載内容が、前回提出時と同一ならば、省略可能です。
- (1) の ③は、直近 1 年間分とします。

(5) 留意点

資格審査書類提出時以降、資格審査にかかる書類に変更が生じた場合には、速やかに関連書類をご提出ください。

16. 複数年度採択について

2021 年度提案募集から以下のすべての要件を満たす提案については、従来の単年度採択の実施ではなく、複数年度一括採択としての応募が可能となりました。要件を満たしているかどうか審査を行い、正式採択後に通知します。採択期間は 3 年となり、集団コースのみ該当とします。

2024 年度提案における複数年度一括採択については、以下の条件を満たす必要があります。

- ① 2021 年度及び 2022 年度に遠隔研修で実施した実績のある集団コースであること。
- ② 2023 年度案件として採択されている集団コースであること。

なお、2022 年度、2023 年度に複数年度一括採択となった以下のコースは、P7(3) 提案表の審査を省略しますが、P7(2) 日系社会研修員受入事業 案件提案表の作成・提出に記載のとおり、期日までに案件提案表を提出ください。提案金額はすでに採択されている金額を大きく超えないようご注意ください。ただし、必要経費等の計上がある場合は、所管の JICA 国内機関にご相談の上、検討ください。

2022 年度に複数年度採択となった集団コース

- 1) 音楽リハビリ・プログラム
- 2) 日系日本語学校の運営管理
- 3) 持続可能な日系団体運営管理
- 4) 着物を通じた日系団体活性化

2023 年度に複数年度採択となった集団コース

- 1) 改善と 5S
- 2) 起業・後継者のための経営力強化
- 3) 日本文化活動コーディネーター（応用）
- 4) 5S-KAIZEN を通じた病院における安全とサービスの質向上

17. 遠隔研修の導入について

新型コロナウイルスの感染拡大により、研修員の来日が制限されたため、2020 年度から 2022 年度は、一部のコースで遠隔研修を実施しました。

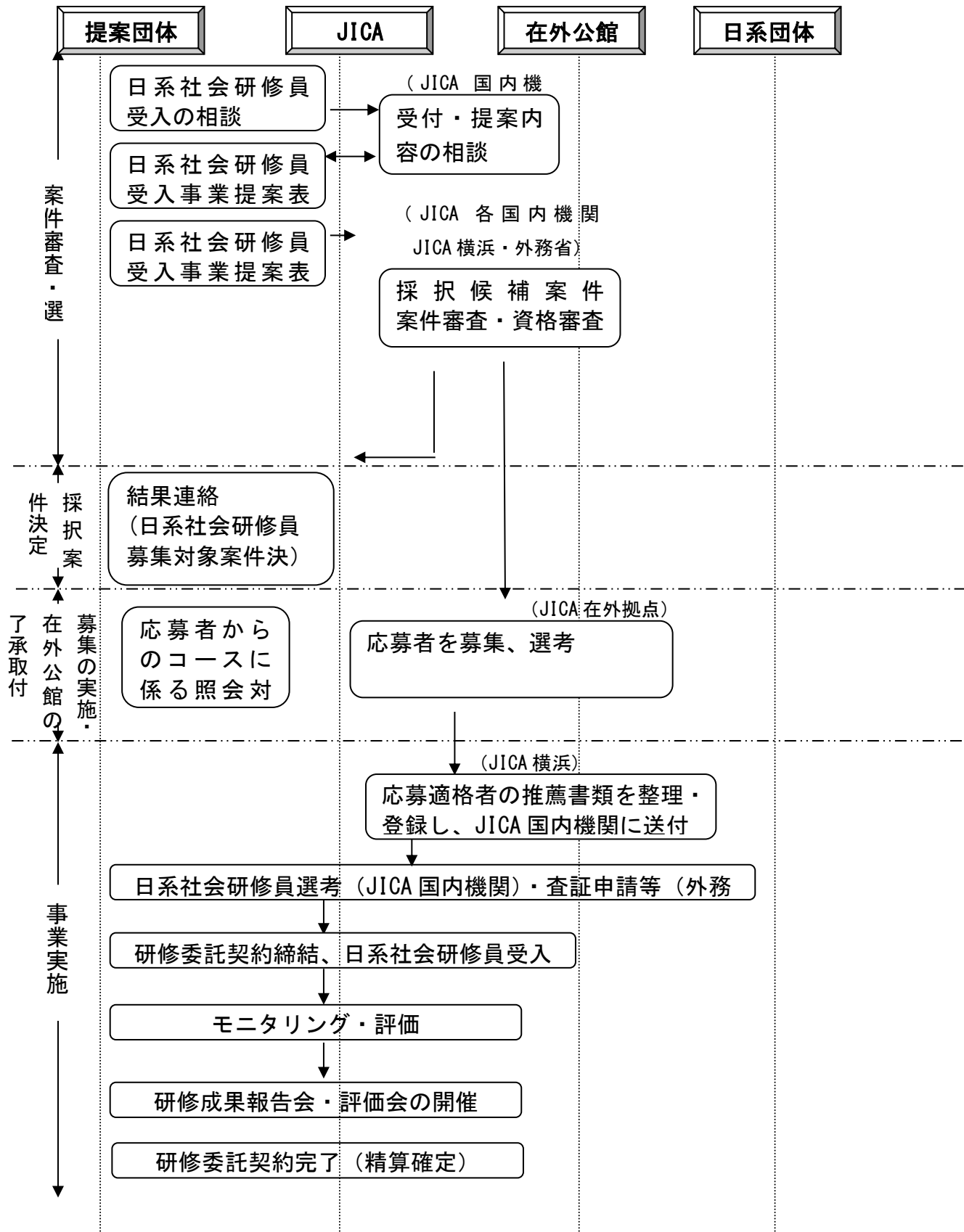
2024 年度は原則来日研修の実施としますが、遠隔研修と来日研修を組み合わせること（ハイブリッド）によって研修効果が得られるものはハイブリッドの実施について、所管の JICA 国内機関担当者へご相談ください。

遠隔研修の実施については以下ホームページ掲載の「**遠隔研修に係る研修委託契約ガイドライン**」をご参照ください。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

日系社会研修員受入事業の業務フロー

別紙 1



日系社会研修員受入事業 案件提案表作成の手引き

提案表は提案された案件を実施することが妥当であるか、実施体制は適切か等を判断するために必要な書類です。また、日系社会研修員を事業対象国において募集するための「日系社会研修員募集要項」作成の基礎資料となり、記載内容はそのまま応募希望者が読むこととなります。

本項を参考にし、所管の JICA 国内機関とも相談の上、下記ホームページより様式をダウンロードして、「様式-2 案件提案表」、「様式-3 経費概算内訳書」を作成してください。（<https://www.jica.go.jp/yokohama/enterprise/nikkei/index.html>）

同書類は、「様式-1 案件提案表の提出について」に添付して所管の JICA 国内機関に提出してください。

なお、複数の案件を提案される場合、「様式-2 案件提案表」、「様式-3 経費概算内訳書」は、それぞれの受入研修形態・受入期間毎に作成してください。

【記入要領】

提案表は所定の様式（エクセル）に記入し、データをメール添付で所管の JICA 国内機関宛へご提出ください。タイトルは「2024 年度日系社会研修提案表提出」としてごください。審査書類は JICA 国内機関担当者へ郵送願います。

様式-1 2024 年度日系社会研修員受入事業 案件提案表の提出について

提案いただいた研修が採択となった場合、研修実施は提案団体の間で締結される研修委託契約に基づくため、本様式の代表者名には、提案団体として、契約書に記名・押印¹できる方の記入をお願いします。

また、研修応募希望者が提案団体または研修実施機関に事前にコンタクトするため、ご記入いただいた担当者名、電話番号、メールアドレスは在外拠点等のウェブサイト上で公開されます。公開に支障がある場合、担当者名は個人名ではなく担当部署名をご記載ください。

様式-2 2024 年度日系社会研修員受入事業 案件提案表

提案団体

日系社会研修員受入を提案される団体名を日本語・英語ともにご記入ください。

¹ 「研修委託契約における契約関連書類の押印等の取扱いについて（更新）」参照 [研修委託契約ガイドライン、契約書雛形、様式 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

研修実施機関

自治体および関連団体が提案団体であって、技術研修を実際に実施する機関が異なる場合（大学、研究所等）その研修実施機関名を日本語・英語ともに記入してください。

研修科目

提案される研修科目・内容を日本語・英語ともにご記入ください。研修科目の名称はできる限り分かりやすい表記としてください。

複数年度採択

（集団で該当のある場合のみ記入）10 ページの 11 に記載のある要件を満たす集団コースについては、過去の採択・実施案件名を記入してください。

研修員受入形態（人数）

提案される日系社会研修員の受入可能上限人数をご記入ください。

（1）集団

同じ研修コースに 6 名以上で受入れる場合、人数を記入してください。通訳同行者又は研修監理員を配置する可能性の有無につき、選択してください。

（2）個別（長期）

日系社会研修員を、受入期間 9 日を超え 9 か月以内で受入れる場合、人数を記入してください。

（3）個別（短期）

日系社会研修員を受入期間 90 日以内で受入れる場合、人数を記入してください。

※ 研修員受入形態（人数）は「当該案件の受入れ可能人数」であって、日系社会研修の予算や他コースとの兼ね合い上、記載いただいた人数を受入れることができない場合もあります。

研修員受入時期

（1）上半期（5 月、6 月、7 月）か下半期（10 月、11 月、12 月、1 月）いずれかの提案するコース実施時期を選んでください。

（2）個別（長期）及び個別（短期）コースで、応募者の希望により来日希望日の調整が可能な場合は、「上半期または下半期のいずれかで相談可能」を選択してください。ただし、応募者の希望に合わせて調整いただけるのは、来日希望日のみです。研修期間は変更できません。

※いずれの場合も研修期間が会計年度（4月～3月）を越えることはできません。

また、提案時の「個別長期研修」または「個別短期研修」の区分を変更して実施いただくことはできません。

2024年度の指定来日予定日は、以下のとおりです。（フライトの都合等により変更される可能性があります。）研修提案の作成時には必ず、以下の日程のいずれかの中から一つを選択ください。なお、来日する日の翌日から4日間はJICA横浜にてブリーフィング及びオリエンテーションを受講しますので、研修実施機関における研修は、ブリーフィング及びオリエンテーション後に開始されます。

上半期：2024年5月12日、6月16日、7月21日

下半期：2024年10月6日、11月10日、12月8日、2025年1月19日

研修終了希望年月日

希望する研修終了年月日を入力し、約何か月のコースをご提案されるか記載してください。「上記日程のいずれかで相談可能」を選択したコースについては、各来日日の研修終了希望年月日を記載してください。

通常、研修最終日（研修員帰国日前日）に所管のJICA国内機関にて研修の効果を確認し、今後の研修改善の参考とするための評価会、研修修了証書を授与する閉講式を行います。

研修実施場所

(1) 主研修実施場所

提案団体／研修実施機関の所在地（市町村名迄）を記入してください。

(2) 副研修実施場所

名称、所在地（市町村名迄）、目的分担・研修分担を記入してください。

研修実施の背景／現地日系社会の現状／問題点（現地・日系社会の問題解決等）

提案された研修実施の背景、日系社会の問題、その解決法、研修の必要性、妥当性を具体的に記入してください。

本研修実施の意義／現地日系社会への裨益効果

本研修の実施により現地日系社会の問題解決や社会経済発展に対してどのような貢献が期待されるか等を具体的に記入してください。

JICAの他事業等との連携で提案する場合はその旨を記入し、日系社会研修事業との関連を明記してください。JICA他事業との連携や研修内容の目的により対象国を特定する必要がある場合はその事由を明記してください。

想定する対象国・ターゲット層/応募者見込

「研修実施の背景/現地社会への現状/問題点（現地・日系社会の問題解決等）」、「本研修実施の意義/現地日系社会の裨益効果」を踏まえ、想定する対象国やターゲット層/応募者見込について記入してください。

研修目標

提案された研修の到達目標について記入してください。

表現としては、「研修員が、～を習得する」、「研修員が、～を理解する」、「研修員が、～を開発する」等が考えられます。

イメージとして、技術研修最終日に研修員がどのような状態になるか、どのような能力を習得しているかを記入してください。

期待される成果（習得する技術）

提案された研修により習得が期待される技術、知識、知見等の項目（研修目標のブレイクダウン、より具体的・詳細な説明）を記入してください。

研修計画（内容）

提案された研修の研修計画としてその具体的方法および内容について記入してください。個別研修については、研修員の有する資格・学歴・都合等により、研修内容や研修期間の変更が必要となることを予めご理解ください。

分類としては、講義・座学、実験・実習、演習・カンファレンス、見学（作業、施設）、発表、学会・セミナー等が考えられます。

研修員資格要件

提案いただく研修に必要とされる資格要件（学歴、経験、その他語学レベル、年齢等）を記入してください。これら資格要件必要とする根拠も記入してください。

年齢制限は、**2024年4月1日時点で満21歳以上であること**です。

経験年数、学歴は、記載してください。特定の専門分野は資格要件に記入してください。

日本語能力は、日本語能力試験のレベルを基に選択してください。

（日本語能力試験：<http://www.jlpt.jp/about/levelsummary.html>）

英語能力について研修実施で求められる場合は選択してください。

担当者名

正式案件採択後、研修応募希望者からの問合せ先のメールアドレス、担当者名（日・英）を記入してください。

研修日程案

提案時点での素案を作成してください。（エクセルの様式でなくても構いません。）

様式- 3 2024 年度日系社会研修員受入事業 経費概算内訳書

研修実施経費は JICA 基準*1 に基づき支給します。

*1 技術研修経費実施基準（平成 16 年 4 月 1 日細則(国内)第 7 号)

<https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110000087.htm>

研修委託契約は、契約金額の積算方法により、研修実施経費積上方式、研修実施基準単価方式、大学研修料方式の 3 種類があります。

- ・ 研修実施経費積上方式（原則、集団コースのみ）
 - 講義等の謝金、研修旅費、資材費等を概算で積算して契約金額とする契約方式で、研修実施後に経費精算報告が必要です。
- ・ 研修実施基準単価方式
 - 研修 1 件ごと（**研修員の人数に関わらず**）の「単価」に技術研修期間*2 を乗じて契約金額とする方式で、この場合、研修実施経費の積算および研修実施後の精算手続きを簡略化することができます。
 - *2 「技術研修期間」とは「受入期間」（研修員の来日する日から離日する日まで）から、来日プログラム（到着後ブリーフィング、オリエンテーション、日本語研修等）および帰国プログラム（閉講式、帰国前ブリーフィング等）の期間を除いた期間です。
- ・ 大学研修料方式
 - 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条に定める国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 68 条第 1 項に定める公立大学法人又は地方公共団体が設置している大学、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に定める学校法人若しくは研究機関（以下「学校法人等」という。）の場合、研修実施基準単価方式、研修実施経費積上方式に代えて、大学研修料として、当該学校法人等が指定する研修料（単価）を（研修員の人数に乗じて）支払うことができます。

それぞれの方式で積算方法、支払項目、精算手続き等が異なりますので、詳しくは下記ホームページ掲載の「**研修委託契約における経費精算報告書作成マニュアル**」をご参照いただくとともに、所管の JICA 国内機関にご相談ください。

(<https://www.jica.go.jp/yokohama/enterprise/nikkei/index.html>)

いずれの方式においても、事業予算上の上限額が定められており、かつ提案案件の審査、採択後の契約交渉を通じて査定させていただくことがありますので予めご了承ください。

また、**研修経費に係る規程・基準は変更されることがあります**。採択後、契約交渉時の案件実施に向けた見積り作成の際は、その時点で最新のガイドライン及びマニュアルに従っていただきますので、その点をご了承の上、所管の JICA 国内機関に適宜ご確認ください。

提案表作成の留意点

提案審査においては、まず対象外の研修（本募集要項 4 ページご参照）に該当しないかをチェックします。次に案件提案表に記載の項目について審査を行います。審査の主な視点は以下のとおりです。

- ① 各項目の記載が的確かつ論理的に述べられているか。
- ② 研修の内容が日系社会の抱える課題や支援ニーズに整合しているか。
- ③ 応募者の見込みがあるか、ターゲット層の絞り込みができているか。
- ④ 研修を実施するための体制が整っているか。
- ⑤ 一人当たりの研修員受入に要する経費が適切かどうか。
- ⑥ 研修後、研修成果が個人の研鑽ではなく、広く日系社会に裨益することが見込まれるかどうか。